

品川区応援競技事業支援補助金交付要綱

制定 令和4年3月30日 区長決定

要綱第94号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における品川区応援競技および品川区と相互協力協定を締結している団体に係る競技（以下「品川区応援競技」という。）の活動経費を補助するため、品川区応援競技に関連する団体に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、品川区補助金等交付規則(昭和39年品川区規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 品川区応援競技を支援するための補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる団体は、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会（以下「ブラインドサッカー協会」という。）および区長が適当と認めるものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 国際的な大会の代表選手、強化指定選手および次世代育成選手の活動支援に関する事業
- (2) 各競技のアスリート等による区民等に対する各競技に関する啓発および気運醸成に係る事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区のスポーツ振興に資するものと区長が認めた事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金の上限額)

第5条 補助金の上限額は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) ブラインドサッカー協会 150万円
- (2) 前号以外の団体 区長が相当と認める額

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、前項第1号に規定する上限額を引き上げることができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、品川区応援競技事業支援補助金交付申請書(第1号様式)に区長が指定する書類を添えて、原則として補助対象事業実施前までに申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを適正と認めたときは速やかに補助金の交付決定を行い、品川区応援競技事業支援補助金交付決定通知書(第2号様式)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)が、補助金交付が決定された事業(以下「補助事業」という。)の名称、実施期間、事業内容および事業経費を変更または中止する場合、あらかじめ品川区応援競技事業支援補助金補助事業変更(中止)承認申請書(第3号様式。以下「変更(中止)承認申請書」という。)を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、変更(中止)承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助決定者に対して品川区応援競技事業支援補助金変更(中止)承認通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに品川区応援競技事業支援補助金補助事業実績報告書(第5号様式)に区長が指定する書類を添えて区長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 区長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、その内容を審査し、および必要に応じて現地調査を行い、補助事業の内容が補助対象事業に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区応援競技事業支援補助金交付額確定通知書(第6号様式。以下「確定通知書」という。)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第11条 補助決定者は、確定通知書を受領したときは、品川区応援競技事業支援補助金請求書兼口座振替依頼書(第7号様式。以下「請求書兼口座振替依頼書」という。)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、請求書兼口座振替依頼書の提出があったときは、当該口座に振り込むことにより、補助金を交付するものとする。

(補助金の経理等)

第12条 補助決定者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査)

第13条 補助決定者は、区長が関係職員をして補助事業の運営、経理等の状況について検査させた場合または補助事業について報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

(非常災害の場合の処置)

第14条 補助決定者が、非常災害等により、被害を受けたため補助事業の遂行が困難となった場合の特別の措置については、別に定める。

(委任)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事務手続については、文化スポーツ振興部長が定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表 (第4条関係)

内 容	
事業実施に要する経費	
	出演料、演出料、講演料等
	会場費等
	会場設営および運営委託に要する経費
	広告宣伝費、印刷費
	その他事業実施に直接必要な諸経費

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長あて

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____

品川区応援競技事業支援補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行いますので、品川区応援競技事業支援補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の名称および事業内容

(1) 名 称

(2) 事業内容

2 総事業費 金 円

3 補助金交付申請額 金 円

4 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支計画表

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区応援競技事業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった標記補助金については、下記により交付を決定したので通知します。

記

補助金交付額 金 円

(補助事業の内容)

品川区応援競技事業支援補助金交付申請書記載のとおりとする。

(補助金交付の条件)

第1 通則

補助対象者は、この通知書に定めるもののほか、品川区応援競技事業支援補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第2 実績報告

補助対象者は、補助事業が完了したときまたは補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した実績報告書を区長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容に関する事項
- (2) 補助事業の収支計算に関する事項
- (3) (1)に係る参考資料

第3 補助金の額の確定

区長は、第2の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の内容がこの交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し補助対象者に通知する。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長あて

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____

品川区応援競技事業支援補助金補助事業変更（中止）承認申請書

年 月 日付をもって交付決定の通知があった標記補助金に係る補助事業について、下記の理由により変更（中止）したいので、品川区応援競技事業支援補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 補助事業の名称 _____

2 総事業費 金 円

3 補助金交付決定額 金 円

4 変更（中止）の理由

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区応援競技事業支援補助金補助事業変更（中止）承認通知書

年 月 日付をもって変更の申請があった標記補助事業については、品川区応援競技事業支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

承認内容

- 1 別添 品川区応援競技事業支援補助金補助事業変更（中止）承認申請書
のとおり
- 2 付帯条件

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

品川区長 へ

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____

品川区応援競技事業支援補助金補助事業実績報告書

年 月 日付をもって交付決定の通知のあった、標記補助金に係る補助事業を完了したので、品川区応援競技事業支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付決定年月日 年 月 日

3 補助事業実績

(1) 事業の名称

(2) 事業の具体的内容

(3) 事業の実施場所

(4) 事業の実施期間

(5) 経費の明細（実績報告額、対象事業経費、内訳を添付すること。）

第6号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区応援競技事業支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付第 号により交付決定した標記補助金については、
年 月 日付をもって提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の
内容が当該補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認め
られるので、その額を金 円に確定する。

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

品川区長あて

住 所 _____
団 体 名 _____
代表者名 _____ ④

品川区応援競技事業支援補助金請求書兼口座振替依頼書

年 月 日付をもって交付額確定の通知を受けた標記補助金について、品川区応援競技事業支援補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

なお、補助金については、下記の口座に振り込んでください。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 補助金振込口座名

金融機関名 _____ 銀行 _____ 支店
信用金庫 _____
信用組合 _____

(フリガナ)

口座名義 _____

口座番号（普通・当座） _____